

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	地域生活支援事業に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小金井市は、地域生活支援事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都小金井市長

公表日

令和4年6月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地域生活支援事業に関する事務
②事務の概要	<p>1 目的 障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>2 事業内容 (1) 日常生活用具費給付事業 在宅の重度の日常生活を営むのに支障がある障害者等に対し、日常生活を容易にするための日常生活用具の購入等に要する費用の給付を行う事業 (2) 移動支援費・日中一時支援費給付事業 屋外での移動に困難がある障害者等に対し、自立生活及び社会参加の促進を図るため移動支援に要する費用を給付する事業並びに障害者等に日中活動の場を提供し、障害者等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図るため障害者等を一時的に保護するための費用を給付する事業 (3) 訪問入浴サービス事業 家庭において入浴が困難な障害者等に対し、障害者等の福祉の向上を図るため、訪問入浴サービスを提供する事業 (4) 自動車運転免許教習助成事業 障害者に対し、日常生活の利便性の向上及び生活圏の拡大を図るため、自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部を助成する事業 (5) 自動車改造費助成事業 重度身体障害者に対し、社会復帰の促進を図るため就労等に伴い自動車を取得する場合にその自動車の改造に要する経費を助成する事業 (6) 更生訓練費給付事業 法に基づく就労移行支援事業を利用している者及び法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設(身体障害者療護施設を除く。)に入所又は通所している者に対し、社会復帰の促進を図るため更生訓練費を支給する事業</p> <p>3 所得制限 あり</p> <p>本市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1) 小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則(平成18年規則第62号)第14条第1項の規定による日常生活用具費の給付の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務 (2) 小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第21条第1項の規定による移動支援費又は日中一時支援費の給付の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務 (3) 小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第23条第1項の規定による受給者証の内容の変更申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務 (4) 小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第31条第1項の規定による訪問入浴サービスの申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務 (5) 小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第33条の規定による訪問入浴サービスの申請事項の変更の届出の受理、当該届出に係る事実についての審査又は当該届出に対する応答に関する事務 (6) 小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第37条第1項の規定による自動車運転教習費の助成金の交付の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務 (7) 小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第41条の規定による自動車改造費の助成金の交付の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務 (8) 小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第48条第1項の規定による更生訓練費の支給の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務</p>
③システムの名称	1 中間サーバー 2 障害福祉システム 3 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 地域生活支援事業ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第2項(利用範囲)</p> <p>2 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成27年条例第44号)第4条第1項及び別表第2項番9</p> <p>3 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則(平成28年規則第74号)第4条第9項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第9号(特定個人情報の提供の制限)</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部自立生活支援課
②所属長の役職名	福祉保健部自立生活支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>小金井市総務部総務課情報公関係 小金井市本町六丁目6番3号 042-387-9926</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>小金井市福祉保健部自立生活支援課 小金井市本町六丁目6番3号 042-387-9841</p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	平成29年12月1日時点	平成30年2月1日時点	事後	
平成30年5月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	平成29年12月1日時点	平成30年2月1日時点	事後	
平成30年5月2日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	小金井市福祉保健部自立生活支援課	福祉保健部自立生活支援課	事後	
平成30年5月2日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	自立生活支援課長 藤井 知文	福祉保健部自立生活支援課長 加藤 真一	事後	
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉保健部自立生活支援課長 加藤 真一	福祉保健部自立生活支援課長	事後	
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	平成30年2月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	平成30年2月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	—	基礎項目評価書	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用権限のないもの(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 8. 監査	—	自己点検、内部監査	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	—	十分に行っている	事後	
令和2年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年6月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年6月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年6月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取扱う事務 ③ システムの名称	1 中間サーバー 2 障害福祉システム	1 中間サーバー 2 障害福祉システム 3 団体内統合宛名システム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第8号(特定個人情報提供の制限) 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則第2条	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第9号(特定個人情報の提供の制限) 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条	事後	
令和4年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	